

鈴鹿市選管告示第 30 号

鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 前 田 和 己

鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程  
の一部を改正する告示

鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成 6 年鈴鹿市選管告示第 28 号）を次のように改正する。

別記第 4 号様式から別記第 7 号様式を次のように改める。

別記第 4 号様式（第 5 条関係）

その 1

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙  
候補者

|                                         |        |                                     |                |  |
|-----------------------------------------|--------|-------------------------------------|----------------|--|
| 運送等契約区分<br>(該当する方の番号に○をしてください。)         |        | 一般乗用旅客自動車<br>1 運送事業者との運送<br>契約による場合 | 2 左に掲げる場合以外の場合 |  |
| 運送事業者等の氏名又は名称及び住所並<br>びに法人にあってはその代表者の氏名 |        |                                     |                |  |
| 車種及び自動車登録番号<br>又は車両番号                   | 運送等年月日 | 運送等金額                               | 備考             |  |
|                                         | 年 月 日  | 円                                   |                |  |
|                                         | 年 月 日  | 円                                   |                |  |
|                                         | 年 月 日  | 円                                   |                |  |
|                                         | 年 月 日  | 円                                   |                |  |
|                                         | 年 月 日  | 円                                   |                |  |
|                                         | 年 月 日  | 円                                   |                |  |
|                                         | 年 月 日  | 円                                   |                |  |

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が鈴鹿市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、鈴鹿市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。  
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円  
(2) (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、鈴鹿市に支払を請求することはできません。

## その2

### 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙  
候補者

| 燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |                                 |       |        |    |
|-------------------------------------|---------------------------------|-------|--------|----|
| 燃料供給年月日                             | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備考 |
| 年 月 日                               |                                 | L     | 円      |    |
| 年 月 日                               |                                 | L     | 円      |    |
| 年 月 日                               |                                 | L     | 円      |    |
| 年 月 日                               |                                 | L     | 円      |    |
| 年 月 日                               |                                 | L     | 円      |    |
| 年 月 日                               |                                 | L     | 円      |    |

#### 備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が鈴鹿市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、鈴鹿市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

その3

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙  
候補者

| 運転手の氏名及び住所 |   |   |      |    |
|------------|---|---|------|----|
| 雇用年月日      |   |   | 報酬の額 | 備考 |
| 年          | 月 | 日 | 円    |    |
| 年          | 月 | 日 | 円    |    |
| 年          | 月 | 日 | 円    |    |
| 年          | 月 | 日 | 円    |    |
| 年          | 月 | 日 | 円    |    |
| 年          | 月 | 日 | 円    |    |
| 年          | 月 | 日 | 円    |    |

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が鈴鹿市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、鈴鹿市に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて 円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運動手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、鈴鹿市に支払を請求することはできません。

年 月 日

年 月 日執行 選挙  
候補者

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

|                                         |   |
|-----------------------------------------|---|
| ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに<br>法人にあってはその代表者の氏名 |   |
| 作成枚数                                    | 枚 |
| 作成金額                                    | 円 |
| 備考                                      |   |

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が鈴鹿市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、鈴鹿市に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

- ア 市長選挙 1 6, 0 0 0 枚
- イ 市議会議員選挙 4, 0 0 0 枚

(2) 限度額

8 円 3 8 銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

1 円未満  
の端数は  
切上げ

⌈

⌋

年 月 日

年 月 日執行 選挙  
候補者

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所<br>並びに法人にあってはその代表者の氏名 |    |
| 作成枚数                                      | 枚  |
| 作成金額                                      | 円  |
| ポスター掲示場数                                  | 箇所 |

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が鈴鹿市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、鈴鹿市に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 ポスター掲示場数

(2) 限度額

$$\frac{316,250\text{円} + (586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

1 円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

その 1

年 月 日

住所（所在地）

氏名 (名称)

(代表者氏名)

電話 番 号 — —

第4条第1項の規定により、次の金額の支払を請求します。

- |   |                 |         |
|---|-----------------|---------|
| 1 | 請求金額            | 円       |
| 2 | 内訳 別紙請求内訳書のとおり  |         |
| 3 | 選挙の種類           | 年 月 日執行 |
| 4 | 候補者氏名           |         |
| 5 | 金融機関名、口座名及び口座番号 |         |

|         |  |  |  |  |   |  |  |  |        |
|---------|--|--|--|--|---|--|--|--|--------|
| 金融機関コード |  |  |  |  | — |  |  |  | (記入不要) |
|---------|--|--|--|--|---|--|--|--|--------|

|           |                                                                                                                                                                                                                                                      |      |         |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 金 融 機 関 名 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>銀行<br/>金庫<br/>農協</div> <div>本店<br/>支店<br/>出張所</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>(</div> <div>)</div> <div>(</div> <div>)</div> </div> |      |         |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 預 金 種 別   | 1 普通                                                                                                                                                                                                                                                 | 2 当座 | 口 座 番 号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| フ リ ガ ナ   |                                                                                                                                                                                                                                                      |      |         |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口 座 名     |                                                                                                                                                                                                                                                      |      |         |  |  |  |  |  |  |  |  |

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほか  
に選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動  
用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に  
規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第7  
4号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア  
数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをい  
う。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鈴鹿市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記  
載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 この請求書は、選挙運動用自動車、燃料又は運転手の各経費について共通の様式です。
- 5 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出  
を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は  
提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置があ  
る場合はこの限りではありません。

(別紙) その1

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

| 使 用 年 月 日 | 運送金額 (イ) | 基準限度額 (ロ) | 請 求 金 額 | 備 考 |
|-----------|----------|-----------|---------|-----|
| 年 月 日     | 円        | 円         | 円       |     |
| 年 月 日     | 円        | 円         | 円       |     |
| 年 月 日     | 円        | 円         | 円       |     |
| 年 月 日     | 円        | 円         | 円       |     |
| 年 月 日     | 円        | 円         | 円       |     |
| 年 月 日     | 円        | 円         | 円       |     |
| 計         |          |           | 円       |     |

備考

「請求金額」欄には、使用した日について (イ) 又は (ロ) のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

(別紙) その2

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 選挙運動用自動車の借入れ

| 使 用 年 月 日 | 運送金額 (イ) | 基準限度額 (ロ) | 請 求 金 額 | 備 考 |
|-----------|----------|-----------|---------|-----|
| 年 月 日     | 円        | 円         | 円       |     |
| 年 月 日     | 円        | 円         | 円       |     |
| 年 月 日     | 円        | 円         | 円       |     |
| 年 月 日     | 円        | 円         | 円       |     |
| 年 月 日     | 円        | 円         | 円       |     |
| 年 月 日     | 円        | 円         | 円       |     |
| 計         |          |           | 円       |     |

備考

「請求金額」欄には、使用した日について（イ）又は（ロ）のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

（２） 燃料代

| 販 売 年 月 日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | 販 売 金 額 （ イ ）                                  | 基 準 限 度 額 （ ロ ） | 請 求 金 額 | 備 考 |
|-----------|---------------------------------|------------------------------------------------|-----------------|---------|-----|
| 年 月 日     |                                 | 円× $\frac{\text{リットル}}{1000}$ 円<br>( ) × ( ) = |                 |         |     |
| 年 月 日     |                                 | 円                                              |                 |         |     |
| 年 月 日     |                                 | 円                                              |                 |         |     |
| 年 月 日     |                                 | 円                                              |                 |         |     |
| 年 月 日     |                                 | 円                                              |                 |         |     |
| 年 月 日     |                                 | 円                                              |                 |         |     |
| 計         |                                 |                                                | 円               | 円       |     |

備考

- 「基準限度額」（計）欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、（イ）の（計）欄又は（ロ）の（計）欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「（イ）」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

（３） 運転手

| 雇 用 年 月 日 | 報 酬 （ イ ） | 基 準 限 度 額 （ ロ ） | 請 求 金 額 | 備 考 |
|-----------|-----------|-----------------|---------|-----|
| 年 月 日     | 円         | 円               | 円       |     |
| 年 月 日     | 円         | 円               | 円       |     |
| 年 月 日     | 円         | 円               | 円       |     |
| 年 月 日     | 円         | 円               | 円       |     |
| 年 月 日     | 円         | 円               | 円       |     |

|       |   |   |   |  |
|-------|---|---|---|--|
| 年 月 日 | 円 | 円 | 円 |  |
| 年 月 日 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計     |   |   | 円 |  |

備考

「請求金額」欄には、雇用した日について（イ）又は（ロ）のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

その 2

## 請求書（選挙運動用ビラの作成）

年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

住所（所在地）

氏名 (名称)

(代表者氏名)

電話 番 号 — —

鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

第7条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- |   |                 |             |    |
|---|-----------------|-------------|----|
| 1 | 請求金額            | 円           |    |
| 2 | 内訳              | 別紙請求内訳書のとおり |    |
| 3 | 選挙の種類           | 年 月 日執行     | 選挙 |
| 4 | 候補者氏名           |             |    |
| 5 | 金融機関名、口座名及び口座番号 |             |    |

|         |  |  |  |  |   |  |  |  |        |
|---------|--|--|--|--|---|--|--|--|--------|
| 金融機関コード |  |  |  |  | — |  |  |  | (記入不要) |
|---------|--|--|--|--|---|--|--|--|--------|

|           |                |      |         |   |  |  |  |  |  |                 |  |   |
|-----------|----------------|------|---------|---|--|--|--|--|--|-----------------|--|---|
| 金 融 機 関 名 | 銀行<br>金庫<br>農協 |      |         |   |  |  |  |  |  | 本店<br>支店<br>出張所 |  |   |
|           | (              |      | )       | ( |  |  |  |  |  |                 |  | ) |
| 預 金 種 別   | 1 普通           | 2 当座 | 口 座 番 号 |   |  |  |  |  |  |                 |  |   |
| フ リ ガ ナ   |                |      |         |   |  |  |  |  |  |                 |  |   |
| 口 座 名     |                |      |         |   |  |  |  |  |  |                 |  |   |

## 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鈴鹿市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。
- 4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別紙

請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）

| 作 成 金 額 |     |                 | 基 準 限 度 額 |     |                 | 請 求 金 額 |     |                 |
|---------|-----|-----------------|-----------|-----|-----------------|---------|-----|-----------------|
| 単 価     | 枚 数 | 金 額             | 単 価       | 枚 数 | 金 額             | 単 価     | 枚 数 | 金 額             |
| A       | B   | $C(A \times B)$ | D         | E   | $F(D \times E)$ | G       | H   | $I(G \times H)$ |
| 円       | 枚   | 円               | 円         | 枚   | 円               | 円       | 枚   | 円               |

備考

- 1 D欄には、8円38銭を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その 3

## 請求書（選挙運動用ポスターの作成）

年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

住所（所在地）

氏名 (名称)

(代表者氏名)

電話 番 号 — —

鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
第10条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- |   |                 |         |    |
|---|-----------------|---------|----|
| 1 | 請求金額            | 円       |    |
| 2 | 内訳 別紙請求内訳書のとおり  |         |    |
| 3 | 選挙の種類           | 年 月 日執行 | 選挙 |
| 4 | 候補者氏名           |         |    |
| 5 | 金融機関名、口座名及び口座番号 |         |    |

|         |  |  |  |  |   |  |  |  |        |
|---------|--|--|--|--|---|--|--|--|--------|
| 金融機関コード |  |  |  |  | — |  |  |  | (記入不要) |
|---------|--|--|--|--|---|--|--|--|--------|

|           |                |      |         |  |  |  |  |  |   |                 |  |  |  |
|-----------|----------------|------|---------|--|--|--|--|--|---|-----------------|--|--|--|
| 金 融 機 関 名 | 銀行<br>金庫<br>農協 |      |         |  |  |  |  |  |   | 本店<br>支店<br>出張所 |  |  |  |
| (         |                |      |         |  |  |  |  |  | ) | (               |  |  |  |
| 預 金 種 別   | 1 普通           | 2 当座 | 口 座 番 号 |  |  |  |  |  |   |                 |  |  |  |
| フリガナ      |                |      |         |  |  |  |  |  |   |                 |  |  |  |
| 口座名       |                |      |         |  |  |  |  |  |   |                 |  |  |  |

## 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鈴鹿市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別紙

請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）

| ポスター掲示場数 |       | 箇所    |               |    |
|----------|-------|-------|---------------|----|
| 区分       | 単価（A） | 枚数（B） | 金額（A）×（B）＝（C） | 備考 |
| 作成金額     | 円     | 枚     | 円             |    |
| 基準限度額    | 円     | 枚     | 円             |    |
| 請求金額     | 円     | 枚     | 円             |    |

備考

- 「ポスター掲示場数」欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 「基準限度額」の「単価」欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{\text{円} + (\text{円} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} \dots\dots\dots (1 \text{円未満の端数は切上げ})$$
- 「基準限度額」の「枚数」欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 「請求金額」の「単価」欄には、作成金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 「請求金額」の「枚数」欄には、作成金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。